

改正法第1回認定自治体

改正法第1回認定した自治体(20市町村)は以下のとおり。<15計画、20市町村(11都道府県)>

北海道2(2)	南富良野町、平取町
青森県0(2)	<u>(五所川原市)、(つがる市)、(鱒ヶ沢町)、 深浦町、(鶴田町)、中泊町</u>
宮城県2(5)	<u>富谷市、大和町、大郷町、大衡村、松島町</u>
茨城県2(2)	桜川市、小美玉市
埼玉県1(1)	嵐山町
東京都1(1)	大島町
長野県3(3)	軽井沢町、立科町、山形村
静岡県1(1)	長泉町
岐阜県1(1)	七宗町
奈良県1(1)	安堵町
沖縄県1(1)	豊見城市

- * 上記に加えて計画変更申請自治体が203件。
- * 第1回～第13回認定申請と合わせて1,240件(47都道府県1,393市区町村)。
- * 栃木県、群馬県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、福岡県、長崎県、大分県についてはすべての市町村で認定。
- * 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。
- * 下線は共同申請の自治体。括弧書き自治体は既に認定を受けており、計画変更により共同して実施する市区町村が追加され、自治体が連携して改正法第1回認定をうけたもの。
- * 括弧書きの自治体は改正法第1回以前に認定済みの自治体。
- * 平成30年3月31日で6自治体が計画期間満了につき認定取り消し。
- * 軽井沢町、安堵町については平成30年3月31日で計画を終了したが、今回再び認定された。